

秦の法と法思想

— 雲夢秦簡を中心として —

湯 淺 邦 弘

序言

一九七五年十二月、中國湖北省雲夢縣睡虎地に於て、戰國末から秦代に至る十二座の墓群が發掘された。その第十一號墓には、青銅器・漆器・陶器等七十餘點が隨葬されていたほか、一千餘枚に上る大量の竹簡が、白骨化した墓主の傍りに横たわっていた。

これらの竹簡は、保存状態が比較的良く、字蹟も概ね鮮明であった爲、程なく驚くべきその内容が判明する。即ちそれらは、戰國末に秦で作成され、南郡(舊楚領)に持ち込まれたと思われる「秦律十八種」「效律」「秦律雜抄」なる秦の法律、及び問答形式によつて法律の條文や法律用語を解説した「法律答問」、種々の事件に關する諸調書・記錄「封診式」など、夙に亡佚していた秦の法律關係文書¹⁾だったのである。更に、秦の昭襄王元年(前三〇六)から始皇三十年(前二二七)に至る、墓主「喜」なる人物の個人的經歷書「編年記」を始め、南郡守「騰」が縣・道の番夫に發した文書「語書」や、地方の吏の心得を四字ずつに綴つた「爲吏之道」など、極めて重要な資料も含まれていた。

從來、秦の法思想については、『商君書』『韓非子』『史記』等の分析を通して、既に多くの研究が發表されてきている。しかしながら、秦の法律が現存しないという資料的制約によつて、商鞅・韓非子の思想と秦の法律との具體的關係、及び末端統治の狀況などについては、ほとんど論及されることがなかった。秦の法思想を考える上で、それらは避けて通ることのできない問題であるにも拘らず、依然として空白のまま殘されていた譯である。

そこでこの小論では、新たに出土した「雲夢秦簡」を中心的資料とし、秦の法とその法思想の實態について検討してみることとした。

本章では先ず、出土秦律の實態について確認しておきたい。この點については既に「秦律十八種」「秦律雜抄」「效律」「法律答問」「封診式」を手懸りに、その中に表れた秦の政治理念を歸納しつつ考察を加えたことがある。ここでは行論の便宜上、その概略のみを簡潔に述べておくこととする。

膨大な量に上る秦律全般を貫いて最大の特徴をなすと思われるの

は、強烈な中央集権化の理念である。秦律は、穀物の生育状況・雨量・自然災害の状況等について逐一報告を義務付け、農作物や耕作地の實情を把握せんとする。と同時に、什伍制・連坐制の導入や戸籍の厳重なる點検によって、そこに働く民をも厳しく監視せんとした。また、商鞅變法にも見られた如く、秦律は「衡石の累・斗桶・升」など度量衡の統一を謳い、布帛・手工業產品にも各々規格を設定する。更に地方權力に對しては、國家直屬の出先機關「都官」を設置し、厳格な上計制度を施行することによって、常にその實態を明らかにし、その伸張を抑制せんとした。そして秦律の徹底化を期して、中央から地方への秦律の通達手順を明示することや姦事通告制・連坐制を盛り込むことをも忘れなかった。かくの如く秦は、地方の實情に厳しく介入して地方權力を抑制し、強力な中央集権體制の實現を目指す。これが、秦律全體の基調をなす第一の政治理念である。

秦律が目指した第二の點は、官僚體制の整備である。中央集権化の推進や秦律の徹底化は、官僚體制という組織力をその背景として始めて可能であると言えよう。秦律は先ず、越權行為を初めとする官吏の不正を防止する爲に、その任務や職分に關する様々な規定を明示し、官吏の任免・交代に關する嚴重な規定を設定する。また報告や請願の際には、文書による傳達が義務付けられた。公文書傳達の迅速・正確化を期した規定のほか、偽書・偽印を禁ずる條文等も用意されている。官僚體制の構成員たる「官吏」もまた、前記の「民」同様、こうした細密な法の網の目によって束縛された譯である。

中央集権化、官僚體制の整備に續き、秦律が企圖するのは、生産性の向上である。秦は既に商鞅變法以來、その重農抑商政策により、農業を中心とする生産性の向上を圖っていた。秦律は先ず、動植物の狩

獵・採取に時期的な制約を設ける一方、魚類の毒殺や弇網による無差別の亂獲を禁止して、最も効率の良い收穫を願った。また、家畜の生育状況を定期検査によって監視し、農業に従事しない「游士」を罰するなど、厳しく賞罰を適用して民を農耕へと驅り立てた。一方、かくして得られた實りに對しては、倉庫管理の方法を明らかにし、管理者交代時の規定を示すなど、嚴重な管理を求めた。更に秦律は、農業のみならず官府の手工業についても、工員の労働基準を明示し、年間豫定生産量を設定するなど、充分な配慮を施している。秦は、農工一體となった生産性の飛躍的向上を目指したのである。

これが政治の内なるテーマとすれば、當時の秦にとって外に對する政治課題は、軍事力の強化に他ならない。秦律は先ず、軍事體制確立の基礎として徭戍制度の徹底を圖る。動員の手順や指揮命令系統を明らかにしつつ、軍事施設の整備や國境守備の強化を期した。また、商鞅變法にも見られた軍爵制のほか、各種の嚴格な軍規を用意し、軍隊の統制と氣力の充實とを圖った。更に、軍馬・武器・軍糧の管理や平素からの軍事教練にも留意するなど、秦律は、廣範な視野から軍事力の強化を企圖した。

無論、前記の生産性向上にしても、この軍事力強化にしても、それは當時の戰國諸國すべてに共通する政治課題ではあろう。しかし、秦律から窺い得るのは、その理念實現に至る方法の特異性である。秦は民の慣習や地方の傳統を無視するかの如く、社會の實情に厳しく介入し、度量衡・布帛・貨幣・手工業產品等を國家制定の規準に統一せんとする。そして、平時・戰時に共通する什伍制・連坐制・姦事通告制を導入し、民や官吏を相互に監視させ、その實情を常に把握せんとした。更に、微細な點にまで厳しく賞罰を適用することによって、官吏

をより忠實な職務遂行へと驅り立て、民を生産性向上・軍事力強化へと否應なく追い立てたのである。それは正に、平時と戦時とを問わぬ、また官吏たると民たるとを問わぬ國家總動員體制であつたと言えよう。

かくの如く秦は、官僚體制を背景とした強烈な中央集權化を志向し、内政面に於ては生産性の向上を、また對外的には軍事力の強化を企圖した。秦は、かかる理念を秦律に籠めて、混乱する戰國の世を一人勝ち抜かんとしたのである。

二

それでは、この秦律と商鞅・韓非子の思想とは、具體的にいかなる關係を持つのであろうか。商鞅の思想はその變法となつて孝公の世に斷行され、韓非子の思想は統一を間近に控えた秦王政の絶賛を浴びた。兩者の關係は當然考察されねばならない問題であらう。

先ず、商鞅變法と秦律との關係については、既に高敏氏によって指摘される如く、什伍の組織や連坐制、姦事密告の義務化、軍爵制、私鬪の禁、重農主義、度量衡の統一など變法の掲げる主要な點は、概ね秦律の中にも見出し得る。

以下、高敏氏の見解を補足する形で、兩者の關係を確認してみよう。第一に、什伍制・連坐制の存在は、律文や「法律答問」に頻出する「伍」「四鄰」「坐」等の法律用語によつても明らかであり、第二に、姦事密告については、誤報や誣告を禁じた「誣人」「告不審」(「法律答問」)の存在から、更にその正確化が求められていたことが判る。また第三に、軍爵制については、「爵」二級を歸して以て親父母の隸臣妾と爲れる者一人を免ぜんと欲し、及び隸臣の斬首して公士と爲る

者、公士を歸して故妻の隸妾一人を免ぜんことを諷ふ者は、之を許し、免じて以て庶人と爲す。」(軍爵律)「不更以下某人に到るには、糶米一斗・糶牛升・糶羹・糶粟各々半石、宦奄は不更の如くす。」(傳食律)と、爵による罪の減免や給食の増減が示されていることから、それが極めて現實的な問題として民に迫つたことが豫測される。また私鬪の禁について秦律は、武器使用の有無や負傷部位の相違による嚴しい罰則規定を設けている。そして、重農主義や度量衡の統一も、既に前章に於て論述した如く、秦律にも明らかに存在する要素であつた。

かくの如く、商鞅變法の主張は、より詳細な形で、或いは、より徹底した姿となつて、秦律の中にも表れている。更に、個々の規定の根幹をなす人間觀・法治觀に於ても、兩者の類似性は以下の如く明らかである。

・民の生、度りて長を取り、稱りて重を取り、權りて利を索む。

(《商君書》算地)

・羞辱勞苦なる者は、民の惡む所なり。顯榮佚樂なる者は、民の務むる所なり。(同)

これは、商鞅の思想を支える人間觀である。「羞辱勞苦」を避けて「顯榮佚樂」を欲するのが人情であり、複數のものの中から「長」「重」「利」を選択するのが民の性である、と商鞅は言う。そして、かかる冷厳なる人間觀に基づいて、嚴刑主義を旨とした法治理論が展開されるのである。一方、こうした人間觀やそれに基づく法治觀は、そのまま秦律の基本的立場であるとも言えよう。秦律は、賞罰を驅使して民を農戰へと驅り立て、官吏に忠實な職務遂行を求めていた。その背後にあるのは、賞罰によつて人間を自在に操作し得るとする冷厳な人間

觀に他ならない。

商鞅變法と秦律とは、その具體的な規定の數々に於ても、また、その根幹をなす人間觀・法治觀に於ても、右の如く見事な一致を見せている。即ち秦律は、孝公の世に斷行された商鞅變法をその基礎として發展して來たと言えるであらう。商鞅は、車裂の刑にその生涯を終えるが、變法というその遺産は、永く秦の傳統として受け繼がれて行つたのである。

それでは次に、法家思想の大成者韓非子と秦律との關係に移りたい。但し、商鞅が秦の左庶長として國政に參與し、自らの思想をその變法として具體化し得たのに對し、韓非子は自らの思想を實現する間もなく、韓の使者として入秦した際に非業の最後を遂げる。従つて、商鞅の場合とは異なり、韓非子の思想が直接出土秦律に反映されている可能性は見出せない。しかしながら時の秦王政は、韓非子の「孤憤」「五蠹」を讀み大いに感激したと傳えられる。秦律と韓非子との關係にも、今一度注目する必要があるであらう。

韓非子の思想の特色として先ず擧げられるのは、結果主義・能力主義の立場である。「今、人主參驗を合せずして誅を行なひ、見功を待たずして祿を爵す。」（『韓非子』孤憤）と述べる韓非子は、人間の意圖や努力・心情には目を向けず、ただ冷やかな結果のみを重視した。しかもその結果は、「名實に循ひて是非を定め、參驗に因りて言辭を審らかにす。」（同、姦劫弑臣）の如き刑名參同術によつて、嚴しく言辭と照合される。

これらの點について、秦律ではどうかであらうか。既に明らかにした如く、この結果主義・能力主義の立場は、秦律にも明瞭に表れている。秦律は「倉漏りて禾粟を朽ちさせ、及び禾粟を積みて之を敗せし

め、其の食す可からざる者百石に盈たざる以下ならば、官畜夫を許む。百石以上千石に到るは、官畜夫に一甲を賫す。千石を過ぐるならば、官畜夫に二甲を賫す。」（效）と、冷厳なる數によつて裁斷せんとする。また、「能く期に先んじて學を成す者は上に調げ、上且に以て之を賞すること有らんとす。期を盈たすも學を成さざる者は、書に籍して内史に上れ。」（均工）の如く、功績や能力が人間評價の基準とされた。

また、韓非子の刑名參同は、本來、君主が臣下を督責する爲の術として提唱されたものではあるが、客觀的基準による名實の照合という基本精神に注目すれば、秦律にも、その精神に連なる規定は以下の如く存在する。

・禾を出すには、入るるに非ざる者は是れ之を出し、之を度ら令め、之を度りて題に當たらば、之を出さ令めよ。（倉律）

・倉畜夫及び佐・史、其の免去せらるる者有らば、新倉畜夫・新佐・史の廡を主る者、必ず廡籍を以て之を度れ。（效）

先ず、穀物の搬入や出倉の際には、その内容を記した「題」や責任の所在を明らかにした「廡籍」との照合が求められている。秦律は、名目と内實との異同を「題」「廡籍」によつて逐一確認せんとしたのである。こうした傾向は單に倉庫管理の規定に止まることなく、秦律全體に互つて見られる一つの特徴となつてゐる。例えば「公の甲兵、各各其の官名を以て之に刻久し、其の刻久す可からざる者は、丹若しくは髹を以て之に書せ。百姓に甲兵を假すには、必ず其の久を書し、之を受くるに久を以てせよ。假すを入るるに久無く、及び其の官の久に非ざるや、皆没して公に入れ、齎律を以て之を責めよ。」（工律）と、官府の武器や公器にはすべて標識「久」が刻印され、それらを貸與す

る場合には、この「久」が正しい返却か否かを即断する仕組となつていた。また、「冗寡歸り、辭して曰く、日已に備はると。致未だ來らず、辭の如からずんば、日ごとに四月の居邊を皆す。」(雜抄)と服務期間を「致」によって確認し、「游士在りて符亡きは、居縣にて皆一甲。」(同)と游士を「符」によって規制する。秦律は、これら「題」「盾籍」「久」「致」「符」等によって客觀的な名實の照合を義務付け、不正を厳しく取り締まったのである。

次に、韓非子の思想の特徴として挙げられるのは、信賞必罰主義である。人間の本性を「皆安利に就き、皆危窮を辟く」(『韓非子』五蠹)と見て取った韓非子は、「賞を明らかにして利を設け」(同、姦劫弑臣)、「刑を厳しくして罰を重く」(同)することを求めた。更に「賞を施すこと遷さず、誅を行なふこと赦す無」(同、五蠹)き厳格な態度によって、「功無き者は望まずして罪有る者は幸はず」(同、姦劫弑臣)との状況を實現せよと説く。そしてこの點も明らかに、秦律との共通點であると言える。既に前章に於て論述した如く、秦律は、些細な點にまで厚賞・重罰を適用し、人々をその政治理念實現へと驅り立てていた。

第三に、韓非子の思想の特徴として挙げられるのは、「明主の道は一人官を兼ねず、一官事を兼ねず」(『韓非子』難一)という職分嚴守の主張である。官僚體制の確立を目指す韓非子にとって、越權行為は「官を越ゆれば即ち死し、當たらざんば即ち罪す」(同、二柄)べきものであった。そして、この立場は秦律にも明瞭に表れている。秦律は、官僚體制の整備を目指して官吏の任免や文書の傳達に厳しい規定を設ける一方、「下吏の能く書する者も、敢へて史の事に従はしむること毋かれ。」(内史雜)の如く、越權行為を厳しく禁止していた。

かくの如く、韓非子の思想の特徴(結果主義・能力主義・刑名參同

術、信賞必罰主義、職分嚴守の主張)との類似點はすべて、秦律にも存在する。またその基調をなす中央集權主義も、先述の如く、秦律全體を貫く第一の特徴であった。兩者の基本的性格は極めて近いと言えらる。即ち、商鞅變法を基礎として發展してきたこの秦律は、同時に韓非子の思想とも、その符牒を合する結果となつたのである。商鞅變法という礎の上に發展してきた秦律と、商鞅の法思想を導入して大成された韓非子の思想とが、その基本的性格を一致させるのは、むしろ當然の現象であると言えるのかも知れない。

そしてここに、秦王政がその思想に感嘆する原因の一端をも見ることができよう。つまり、秦律とその基本的性格を合致させる韓非子の思想は、秦の法律に理論的正當性を與え、更にそれを強化するものとして、始皇帝の目に映つたのではなからうか。商鞅變法以來、既に百年餘りの傳統を保つ秦律の存在がなければ、「嗟乎、寡人此の人を見、之と遊ぶを得れば、死して恨みず。」(『史記』老子韓非列傳)との絶賛は、發せられなかつたに違いない。

以上本章では、商鞅・韓非子と秦律との關係について考察を加えてきた。秦律は商鞅變法をその基礎として發展してきたものであり、更にその基本的性格は、韓非子の思想とも類似する結果となつていた。秦律は、商鞅・韓非子の思想を見事に體現して見せたのである。

三

前章までの論述により、秦律が、結果的には商鞅・韓非子の思想の特徴を反映した形となつてゐること、またそれが、強烈な中央集權化を志向するものであつたこと、などにつき諒解を得られたことと思ふ。しかし、それらの條文は、飽くまでも秦の求めた理想を語るもの

であり、秦の法治全體に對する評價は、それらが實際の統治の場に於ていかに機能したのか、またいかなる法思想がその法を支えていたのか、などの分析を待たねばならない。そこで本章では、南郡守騰の「語書」及び『商君書』『韓非子』を手懸りに、南郡統治の實情と秦の法思想の實態とについて考えてみることにする。

秦王政の二十年（前二二七）、南郡守騰が治下の縣・道に發した「語書」は、戰國最末期に於ける秦の占領地政策を物語る貴重な資料である。

今、法律令已に布かるるも、吏民の法を犯し、干私を爲す者止まず、私好・郷俗の心變はらざるを聞く。

先ず、「語書」發布當時に於ける南郡統治の状況は、右の部分によって明らかとなる。これによれば、「法律令」は既に公布されたにも拘わらず、秦の法治は徹底しなかつた。秦律の貫徹を阻害する「郷俗の心」は少しも變わらない、と騰は歎いている。秦律の理念が實現し得なかつたことを、「語書」は自ら露呈したのである。

では、南郡社會に秦律を浸透させんとする「語書」は、その法の正當性をいかに説明しているのであろうか。

古は民各々郷俗有りて、其の利とする所及び好惡同じからず。或は民に便ならず、邦に害あり。是を以て聖王法度を作爲し、以て民心を矯端し、其の邪僻を去り、其の惡俗を除く。法律未だ足らずして民に詐巧多し。故に後、閭令の下さるる者有り。凡そ法律令なる者は以て民を教導し、其の淫僻を去り、其の惡俗を除き、而して之をして善を爲すに之か使むるものなり。

これは、法治に至る經緯を「古」の世にまで遡って解説した部分である。ここで特に注目されるのは、「語書」が、法の淵源に「聖王」を

登場させた點であらう。即ち、「民各々郷俗有りて、其の利とする所及び好惡同じからず。或は民に便ならず、邦に害あり」という「古」の混亂状態を憂えた「聖王」が、「民心を矯端し、其の邪僻を去り、其の惡俗を除く」爲に「法度を作爲し」た、と「語書」は説くのである。つまり、南郡に適用された秦律の理論上の根據が、「聖王」に求められた譯であるが、果たしてこうした論法は、秦の法思想を考へる上でいかなる意味を持つのであろうか。そこで、商鞅・韓非子の法思想と對照しつつ検討してみることにしよう。

商鞅は、甘龍・杜摯ら保守派の反對を一蹴し、「三代禮を同じうせずして王たり、五伯は法を同じうせずして覇たり。智者は法を作り、愚者は焉に制せらる。」（『史記』商君列傳）と、現實に即した「變法」による統治を主張する。その理由として擧げられているのは次の二點である。第一は「上世は親を親しみて私を愛し、中世は賢を上びて仁を説び、下世は貴を貴びて官を尊ぶ。……此の三者は事相反するに非ざるなり。民道弊れて重んずる所易ればなり。」（『商君書』開塞）の如く、法治主義や官僚體制を歴史的必然とする認識であり、また第二は「力無き者は其の國必ず削られん。」（同、農戰）の如く、富國強兵を旨とする變法を斷行しなければ、逆に他國の侵略を許す、との危機感であった。しかし、富國強兵という緊急の政治課題に答へ得るものは變法を置いて他にないとの主張や、變法の斷行は歴史的必然であるとの見解は、飽くまで法治の必然性を外的要因に求める狀況論に過ぎず、法の正當性に對する充分な説明とはなっていない。では、法それ自體の根據を商鞅は何に求めたのであろうか。

・王者は治民の至要を得。（『商君書』農戰）

・故に聖人之を承け、土地・貨財・男女の分を作爲す。分定まるも

制すること無くば不可なり。故に禁を立つ。(同、開塞)

・故に聖人の國を爲むるや、俗を觀て法を立つれば則ち治まる。

(同、算地)

それは右の如く、「聖人」「王者」の權威であつた。政治の要諦を得た「聖人」「王者」が「土地・貨財・男女の分」「禁」「法」を「作爲する」が故に、それらは正當性を保ち得るのだと商鞅は言う。

また韓非子は、賢者の徳によつて國家を統治せんとする徳治主義を徹底的に批判し、國家の統治は客觀的な法によつてのみ可能であると説いた。しかし、法治の必然性が狀況論によつて説明されるという點、及び法の上位に君主を据えるという基本的性格は、商鞅の場合と同様である。

・上古は道徳を競ひ、中世は智謀を逐ひ、當今は氣力を争ふ。(韓非子「五蠹」)

・夫れ古今俗を異にし、新故備へを異にす。寛緩の政を以て急世の民を治めんと欲せば、猶轡策無くして驛馬を御せんとするがごとし。(同)

・智術の士、必ず遠見にして明察。明察ならずんば私を燭らす能はず。能法の士、必ず強毅にして勁直。勁直ならずんば姦を矯むる能はず。(同、孤憤)

・夫れ君臣は骨肉の親有るに非ず。……明主之を知る。故に利害の道を設け、以て天下に示すのみ。(同、姦劫弑臣)

・聖人なる者は是非の實に審らかにして、治亂の情を察するなり。故に其の國を治むるや、明法を正し嚴刑を陳し、將に以て羣生の亂を救ひ、天下の禍を去らんとす。(同)

「寛緩の政」によつて「急世の民」を治めることはできない。「古今俗

を異に」するのであるから、「氣力を争ふ」今の世には法治が最適。

——これが、韓非子の説く法治の根據である。そして法の上位には、「是非の實に審らかにして治亂の情を察する」賢明な「明主」「聖人」が据えられ、更にその補佐役として、實務能力に長けた「智術の士」「能法の士」が配されている。

かくの如く、商鞅・韓非子の唱える法の基本的性格は、その法自體の究極の根據に注目すれば、結局、「君主(聖人・王者・明主)——法——社會」の圖式によつて把握することができる。そこで、この結果を先の南郡守騰「語書」と比較すれば、三者がほぼ同様の立場にあることは容易に知られるであろう。これらはいずれも、法の究極の根據を君主に求めている譯である。

しかしながら彼等の主張は、法の正當性に對する充分な説明とは成り得ないばかりか、逆に、重大な内部矛盾を秘めた論法と言わざるを得ない。法思想家の提唱する法治主義は、徳治主義打倒をその旗頭とするものであつた。不安定で流動的な君主の徳や賢智によつて、國家の統治が左右されるという危機感から、それは發せられた。不安定な賢智による統治を排し、恣意の介在を許さない客觀的な法によつて統治せよ、と彼等は叫んだのである。ところが、客觀的である筈の法を制定し運用して行くのは一體何物か、と考える時、商鞅・韓非子・南郡守騰に共通する矛盾が、突如頭を擡げてくる。何故なら、法の制定や運用に必要とされるのは、人間の賢智に他ならないからである。それは、徳治主義を攻撃する際に彼等自らが否定した筈のものではなかつたか。彼等は、法の制定や運用を決して暗愚な君主に任せただけではない。時勢を明察し、それに合致する法を制定・運用し得るのは、「明主」「聖人」「聖王」であると明言していた筈である。かくの如く、客

觀性を賣り物とする彼等の法の究極に、實は主觀を備える人間が位置していたというのは、覆い難い矛盾ではなからうか。

この點は、黃老思想に於ける法と比較してみる時、より明瞭となるであらう。漢初思想界に主導的地位を占めたとされる黃老思想については、一九七三年出土の馬王堆帛書を中心に研究が進められている。淺野裕一氏の一連の研究によれば、黃老思想には「道法を生ず。」(『經法』道法)の如く、君主の制定する實定法の究極的根據を老子の道に求める思考が存在するという。また、その道と法との中間に位置する君主には、公正無私なる道の性格を體して法を制定・運用することが求められているという。ここで兩者の法を比較してみよう。

黃老思想に於ける法は、「道——君主——法——社會」の圖式で把握される如く、その究極的根據は老子の道である。そこでの君主は、確かに法の制定・運用者ではあるものの、飽く迄その上位に位置する道の性格を踏まえることが前提条件とされる。その結果、君主によって制定された筈の實定法は、自動的に道の性格を内容とする自然法的客觀性を備えることとなる。これに對し、商鞅・韓非子・南郡守騰に於ける法の究極的根據は、「聖人」「明主」等の美名を裝うものの明らか人間たる君主であり、しかもその君主を、更に上位に在って規制するものは、何も存在しない。従つてその法は、君主により制定・運用される實定法であり、しかも常に、君主の賢智や恣意によって左右されるという大きな危険性を孕む法であった。兩者の法の性格は、明瞭に一線を劃していると言わねばならない。

この黃老思想との比較によつても明らかな如く、秦國に受容された商鞅・韓非子の法思想、並びに南郡守騰「語書」に表れた法治觀には、法の正當性、特にその究極的根據についての思索に重大な缺陷が

潛んでいると言えるのである。

それでは、客觀的である筈の法の根據が、偶然性・主觀性を有する君主の能力や意志に求められたという理論上の矛盾は、末端統治の現場に於ては如何なる問題として露呈してくるのであらうか。

四

地方の吏の心得をほぼ四字句ずつに綴つた「吏爲るの道」は、秦の末端統治の状況を示す貴重な資料である。本章では、この「吏爲るの道」の存在意義を探りながら、右の問題について検討を加えてみることにする。

先述の如く秦律の基本的理念は、中央集權化にあった。また「語書」も、地方に存在する「淫僻」「惡俗」の除去を求め、秦の政治理念の實現を圖っていた。従つて、それらと同様の主旨がこの「吏爲るの道」にも語られていると考えるのは、先ず妥當な豫測であらう。

- (1) 審らかに賞罰に當てよ。(2) 命書・時會、事且も須たざることを。
- (3) 決獄の正しからざること、財に精ならざること、廢置に私を以てすること。(4) 傲悍・褻暴。(5) 水火・盜賊。(6) 千佰・津橋、困屋・墻垣、溝渠・水道。(7) 久刻・讖物、倉庫・禾粟。(8) 墾田・人邑。(9) 苑圃・園池、畜産の肥齒。(10) 均徭。(11) 兵甲・工用、樓裨・矢闕、槍闕・環戈。(12) 徒隸の攻丈、作務の員程。

「吏爲るの道」は先ず、「命書」「時會」「賞罰」への留意を求め、「決獄」「廢置」の不正を戒めるなど、秦律の施行・運用に關する心得を述べる(1)(2)(3)。また、社會の治安維持に努めよと言ひ(4)(5)、「墻垣」「津橋」の監視、「倉庫・禾粟」の管理、器物への「久刻」の義務化等を指示し(6)(7)、更に、農業生産に關する注意(8)(9)、並びに

徭役制度・軍事施設に關する心得(00012)等を語る。これらはいずれも、第一章に於て確認した秦律の内容と密接に關聯していると言えよう。そしてそれらは、秦の「吏爲るの道」として先ず妥當な内容であると言えるかもしれない。

ところが、「吏爲るの道」の中には、こうした傾向と大いに趣を異にする要素も、同時に多々見受けられる。それは時として、秦の政治理念に抵觸はしまいかと思われるような、かなり異質な要素である。

・下を慈しみて陵ぐこと勿く、……諫めを聽きて塞ぐこと勿かれ。審らかに民の能を知り、善く民の力を度り、勞して以て之を率ゐ、正して以て之を矯せ。

・怒も喜を能くし、樂も哀を能くし、智も愚を能くし、壯も衰を能くし、勇も屈を能くし、剛も柔を能くし、仁も忍を能くせよ。強良は得ず。

・吏に五失有り。……一に曰く、民を見るに倨傲。害を除きて利を興し、萬姓を慈愛せよ。

・苛難して民を留むること、民の習俗を變ふることを。

・施して之を喜ばせ、敬ひて之を起こし、惠みて以て之を聚め、寬にして以て之を治む。嚴有らば治まらず。民と期する有り、鬪を安んじて歩み、民をして懼れ使むる毋かれ。

・治むるには則ち敬ひて自て之を頼み、施して之を息め、慣にして之を牧ふ。其の失有るを聽き、從ひて之に則す。因りて之を徴し、將ゐて之を興す。

秦律や「語書」に見られなかった要素が、ここにはある。それは、民俗の尊重であり、民への配慮である。「語書」が、秦律の理念に外れ

る「郷俗」をすべて「邪僻」「惡俗」と見做し、「法律令」の貫徹によってそれを盡く「矯端」せんとしたのに對し、「吏爲るの道」は、「下を慈しみて陵す勿かれ」、「萬姓を慈愛せよ」と、民への愛を呼びかけ、「民の習俗を變ふることに慎重を期せ」と言う。また商鞅・韓非子が、「國言を去らば則ち民樸なり。民樸ならば則ち淫せず。」(「商君書」農戰)「夫れ民智の用ふるに足らざるや、亦た明らかなり。」(「韓非子」顯學)と、民の賢智を排斥したのに對し、「吏爲るの道」は、「審らかに民の能を知り、善く民の力を度」れと、逆に民の賢智・能力を尊重せんとした。

かくの如く「吏爲るの道」には、傾向を異にする二つの要素が混在していると言える。一つは、秦律や「語書」と連動して秦の政治理念實現を求めるものであり、今一つは、逆に民の習俗の尊重に力點を置くものである。

こうした「吏爲るの道」の性格は、同時に以下のことを示唆しているのではなからうか。第一は、秦律に見られる中央集權化の理念や、「郷俗」を「矯端」せよとの「語書」の叫びが、地方習俗の厚い壁に阻まれた結果、「民の能」や「民の習俗」を尊重せよとの妥協案が地方の吏に提示されたという點である。既に「語書」の歎きによつても明らかなる如く、秦律の條文は、決してそのまま見事に機能していた譯ではない。また第二は、かかる妥協案が極めて抽象的・斷片的な咬きに止まっておき、現實的な理論として實効性に乏しいばかりか、國家の基本的政治理念との調整が何ら施されていないという點である。「萬姓を慈愛せよ」「施して之を喜ばせ」よとはあまりにも抽象的であり、吏の心得としては美しい響きを持つものの、實際の社會に適用せんとするには現實性・具體性を欠いている。また、秦律等に見られた國家

の基本的政治理念と、かかる妥協案との理論調整は、どこにも施されていない。

こうした状況の中で、秦の法秩序と地方習俗との接點に位置する末端の吏は、極めて微妙な立場にあつたと言わざるを得ない。地方の習俗を無視してひたすら秦の政治理念を實現させんとすれば、「此の時に當たり、諸々の郡縣の秦吏に苦しむ者、皆其の長吏を刑し、之を殺して以て陳涉に應ず。」(『史記』陳涉世家)と民の反撥を招いて自らの身を危くし、逆に秦律を等閑にして民の側に歩み寄れば、「吏民の法を犯し、干私を爲す者止まず。……令・丞自り以下、知りて學論せざるは、是れ即ち明らかに主の明法を避けて、邪僻の民を養匿するものなり。此くの如くんば、則ち人臣と爲るも亦た忠ならず。……此れ皆大罪なり。」(『語書』)の如く、民と結託する悪吏として糾彈されたのである。

かくして、末端の吏が微妙な立場へと追い込まれて行つたのは何故であろうか。そこで想起されるのは、その究極的根據を君主權力に求めていた秦の法の基本的性格である。その軍事力の前に屈伏を餘儀なくされた舊六國の民は、敗北の代償として秦の法を甘受しなければならなかつた。しかし、突如下されるその法は、彼等にとって決して正當性を有する法とはなり得ないであらう。何故なら、自國を滅亡へと追い込んだ敵國の主(秦王)がその法の究極者であり、またその具體的内容も概ね商鞅變法を繼承するなど、秦國の事情を基に制定されたものである爲、自國の習俗とは嚴しく對立していたと豫想されるからである。しかしながら秦は、「語書」に見られる如く、商鞅・韓非子流の法思想には何らの反省も加えないままに、かかる法秩序と地方習俗との摩擦に對し、「吏爲るの道」を提示して、その解決を末端の吏

に委ねたのである。占領地に於て法の正當性が承認されないにも拘わらず、それを支える法思想自體の變更が許されない以上、残された道は、末端の吏が地方習俗との妥協を圖りつつ、巧みにその法を運用するという便宜的手段以外にはない。ここに、吏のあり方が重大な意味を持つに至る。「吏爲るの道」の存在意義は、正しくこの點に求められるのである。

五

それでは當時、「法」を唱える思想家達は、法と社會との激しい摩擦に對し、如何なる打策を用意していたのであろうか。最後に本章では、法と社會との對立を廻る先秦諸子の思索について概観しつつ、秦の法思想について總括してみたい。

法治主義を否定し、「君子の徳は風なり。小人の徳は草なり。草は之に風を尙ふれば必ず偃す。」(『孟子』滕文公上)と、君子の徳によつて民を教化し得るとする儒家思想に於ては、そもそも理論的には爲政者と民との摩擦は生じ得ない。「君子の徳」によつて「小人」も「必ず偃す」からである。また道家思想に於ても、人爲の極致たる法は否定され、「小國寡民、……人をして復た繩を結びて之を用ひ、其の食を甘しとし、其の服を美とし、其の居に安んじ、其の俗を樂しましむ。」(『老子』八十章)との非現實的な「小國寡民」政策が詠かれるに止まつている。

これに對し、大いに苦惱せねばならなかつたのは、自説の中に「法」を含み、かかる問題への直面を餘儀なくされた思想家達である。

兵學思想家は、嚴格な軍律による民の動員・統制等の問題を避けて通る譯にはいかない。そこで、上から下される嚴命と下々の習俗との

矛盾は、切實な問題として認識されるに至った。以下は、『孫子』に披瀝された民の動員・統制に關する思索である。

・卒未だ親附せざるに而も之を罰すれば、則ち服せず。服せざれば則ち用ひ難きなり。卒已に親附するに而も罰行なはれざれば、則ち用ふ可からざるなり。故に之を合するに文を以てし、之を齊ふるに武を以てす。是れを必取と謂ふ。令素より行なはれて以て其の民を教ふれば、則ち民服す。令素より行なはれずして以て其の民を教ふれば、則ち民服せず。令素より行なはるる者は、衆と相得るなり。〔孫子〕行軍〕

・卒を視ること嬰兒の如し。故に之と深谿に赴く可し。卒を視ること愛子の如し。故に之と俱に死す可し。厚くして使ふこと能はず、愛して令すること能はず、亂れて治むること能はざれば、譬へば驕子の若く、用ふ可からざるなり。(同、地形)

兵卒が未だ「親附せざる」時に刑罰を斷行すれば、彼等は烏合の衆と化してしまふ。急激な法令の施行が逆に民の動員を不可能にする、と「孫子」は警戒した。そこで提唱されたのが、「之を合するに文を以てし、之を齊ふるに武を以てす」の如き、状況に應じた「文」「武」の使い分けである。即ち、急激なる軍律の施行によって民の混亂や反撥が豫想される場合には、先ず「卒を視ること嬰兒の如く」しなければ、「之と深谿に赴く」ことは不可能であると考えられたのである。

また「尉繚子」も同様に、「古は民を率ゐるには、必ず禮信を先にして爵祿を後にし、廉恥を先にして刑罰を後にし、親愛を先にして其の身を律するを後にす。」(戰威)、「故に善く將たる者は、愛と威とのみ。」(攻權)、「衆を得るは人に下るに在り。」(十二變)と、「愛」と「威」の併用を説き、「刑罰」を下す前に「禮信」「廉恥」を重視し、

將軍も「人に下る」ことが必要であると主張する。⁵⁴

『孫子』や『尉繚子』に見えるこうした民への配慮は、戰爭の激化・大規模によって必然的に齎されたものと言えよう。今や戰爭は、單なる貴族同士の會戰を超えて、國家の存亡を懸けた總力戦へと移行しつつあった。その戰爭に大量の民を動員せねばならなくなった時、急激に下される嚴格な軍律と長年の歲月を掛けて形成された民間習俗とは、激しく衝突したに違いない。『孫子』や『尉繚子』は、それを「文武」「愛威」の使い分けによって解消せんとした。しかしながら「文武」「愛」から「武」「威」への移行、即ち民を親附させる段階から嚴格な統制への切り換えは、如何にすればよかつたのか。また、嚴格な軍律によってすべてを統制していくという法治の立場に「禮信」「廉恥」を導入することは、基本的に矛盾を來しはしないか。かかる重大な問題点については、尙解答が示されていない。

さて、法家思想の先驅的存在と言われる慎到に於て、この問題はいかに取り扱われたのであろうか。

・民雜處して各々能くする所有り。(慎子)民雜⁵⁵

・下の能くする所同じからざるも、而して皆上の用なり。是を以て大君、民の能に因りて資けと爲し、盡く包みて之を畜ひ、能に去取する無し。(同)

・將に治亂は賢を使ひて職に任ずるに在りて、忠には在らざるなり。(同、知忠)

・人自ら爲さざるは莫し。化して之をして我の爲にせ使むれば、則ち得て用ふ可きこと莫し。(同、因循)

慎到の思想の特徴は、商鞅・韓非子が排斥した民の賢智に對し、かなりの信頼を置いているという點にある。慎到は、民の本來的能力を可

能な限り尊重し、限定された職分内で「民の能に因り」「賢を使ひて職に任」用せんとした。「化して之を以て我の爲にせ使む」という急激な民間秩序の改變は、法の運用に大きな支障を來すと考えられたからである。即ち法と社會との摩擦解消は、慎到的場合、民の賢智を尊重するという方向で検討されたのであった。しかし、如何に賢智を尊重するとは言え、「大君法に任じて躬せざれば、則ち事法に斷ぜらる。」『慎子』君人の如き法治が、慎到的基本的立場であることに變わりはない。従つて慎到に於てもやはり、法治という基本的立場と賢智尊重との間の矛盾は、なお根本的解決を見ないように思われる。

では、戰國最末期の荀子に於て、この問題は如何に認識されたのであろうか。荀子は孔子以來の儒家の傳統的立場を繼承しつつも、その思想の特徴をなす「禮」は、限りなく「法」に近い性格を持つものであった。従つて荀子に於ても、法と社會との摩擦は切實な問題として認識された可能性がある。

・ 臣の聞く所の古の道にては、凡そ用兵攻戰の本は、民を壹にするに在り。〔荀子〕議兵

・ 士民の親附せずんば、則ち湯武も以て必勝する能はず。故に善く民を附する者は是れ乃ち善く兵を用ふる者なり。故に兵の要は善く民を附するに在るのみ。〔同〕

・ 其の民に因りて其の處を襲ひて百姓皆安んじ、法を立てて令を施くも順ひ比せざるは莫し。〔同〕

用兵の要は、民を「親附」させ「民を壹にする」にあると荀子は言う。また、「其の民に因りて其の處を襲」うことによつて、「百姓皆安ん」ずる状況に至れば、「法を立てて令を施く」ことも可能になると説

く。こうした思想は、前記の兵學思想に極めて近い性格を持つものと見えよう。最初は民の實情に因循し、民が「親附」した所で嚴格な法令を下すとの思考は、『孫子』等にも同様に表れていた。では荀子の場合、民の親附や統一は、結局いかにして實現されるというのであるか。その具體的手段として示されているのは、以下の「禮義」「德音」「忠信」「尚賢使能」「爵服慶賞」等である。

・ 禮義教化は是れ之を齊しくするなり。〔同〕

・ 故に德音を厚くして以て之に先んじ、禮義を明らかにして以て之を追ひき、忠信を致して以て之を愛し、賢を尚び能を使ひて以て之を次し、爵服慶賞以て之を申ね、其の事を時にし其の任を軽くして以て之を調齊し、之を長養すること、赤子を保つが如くす。〔同〕

法と社會とが激突する戰國の慘狀を目の當たりにして、荀子はその現實的打解策を創出せんとした。しかしながら、その思想の根幹をなすのは、右の如き「禮義」「德音」「忠信」等を重視せんとする儒家的理想であった。孔子以來の正統を繼承するとの自覺が、逆にこうした問題への現實的對應を遅らせたととも言えるであろう。果たしてその理念は戰國の世に受け入れられたか否か。それは、「亡國亂君相屬ね、大道を遂げずして巫祝を營み、禱祥を信ず。」〔史記〕孟子荀卿列傳」という戰國の状況によつて明らかとならう。荀子は、「濁世の政を嫉」〔同〕みつ、この世を去つたのである。

以上、『孫子』『尉繚子』『慎子』『荀子』の分析を通し、これらの先秦諸子がいずれも法と社會との摩擦を痛感し、それを解消せんと苦惱している状況が明らかとなった。嚴格な法令を一方的に下すのではなく、先ず民の實情を明察しその實情を尊重せよと、彼等は異口同音に

叫んだのである。

ところで、實定法の究極的根據を老子の道に求める黄老思想に於ては、この問題に對し如何なる思索がなされたのであろうか。

・一年其の俗に従ひ、二年其の徳を用ひ、三年にして民得ること有り、四年にして號令を發し、五年にして刑を以て正し、六年にして民長敬し、七年にして以て征す可し。一年其の俗に従へば、則ち民の則を知り、二年其の徳を用ふれば、民則ち力め、三年賦斂無ければ、則ち民得ること有り、四年號令を發すれば、則ち民長敬し、五年刑を以て正せば、則ち民幸せず、六年□□□□□□□□□□、七年にして以て征す可ければ、則ち強敵に勝つ。(『經法』君正)

・俗とは、民の心に順ふなり。(同)

・號令發して必ず行なはるるは、俗となればなり。(同)

・號令俗と成りて刑罰犯されざるは、則ち守國戰勝の道なり。(同)

・號令民心に合すれば、則ち民令を聽く。(同)

『經法』は右の如き七年計劃の具體策を提示する。一年目には先ず「其の俗に従」って「民の則」を確認し、二年目にはその中から賢者を登用して民を自發的に「力め」させ、三年目迄は賦斂を免除。四年目にして始めて「號令」を發し、五年目に「刑を以て正」す。かくして六年目には「民長敬し」、七年目には、その民を動員して遠征することが可能になると言う。突如として「號令」を發し、「刑を以て正」すのではなく、先ず「民の心に順」って「民の則」を尊重し、「號令」が「民心に合す」る「俗」となるような状況を作り出せ、と主張するのである。かくの如く『經法』は、嚴格な法によってひたすら民心を矯正せんとする『商君書』『韓非子』『語書』とは、明らかにその傾向を異にする。またその理論は、前記の『孫子』『尉繚子』『慎子』『荀

子』等と比較しても、明らかに一步を進めたものと言えよう。『孫子』等の語る「文」「愛」(民俗への因循)から「武」「威」(嚴格なる統制)への移行が、未だ漠然としたものであったのに對し、『經法』は、それを七年計劃によって明瞭に具體化して見せたのである。『孫子』等は、法と社會との摩擦を痛感しながらも、實定法をその前提としている爲に、それへの對應策は尙明確さを缺いていた。民の實情の尊重と嚴格なる法治との關係が、尙曖昧なままに残されたからである。『經法』がそれに對する一應の打解策を示し得たのは、その法の究極者が老子の道であつたからに他ならない。自らは虚靜無爲で他者に因循して行くという「道」の性格を戴くことによつて、「其の俗に従」うという右の法治理論が無理なく導き出されている譯である。

以上、法と社會との關係を廻る先秦の諸思想を検討し、先ず黄老思想に於ては、法の究極的根據を老子の道に求めることによつて、法と社會との矛盾に對する具體策が明瞭に提示されていることが判明した。また、『孫子』『尉繚子』『慎子』『荀子』等に於ては、いずれも實定法に對する深刻な反省に基づき、その實定法という基本的枠組に制約されながらも、法と社會との矛盾解消策が各々の立場から追求されている状況が明らかとなつた。

ところが、秦の受容した商鞅・韓非子の法思想には、先述の如く實定法の矛盾に對する些かの反省もなく、従つてまた、實際統治の場に於ける法と社會との摩擦についても、苦惱した形跡が見當たらぬ。商鞅が主張するのは、「國言を去らば、則ち樸なり。民樸ならば、則ち淫せず。」(『商君書』農戰)、「善く國を爲むる者は、官法明らかなり。故に知慮に任ぜず。」(同)の如く、民を農戰に専念させんとする愚民政策であり、「王者は刑九にして賞一、強國は刑七にして賞三、削國

は刑五にして賞五」(同、去強)との嚴刑主義であつた。また韓非子も、「夫れ民智の用ふるに足らざることも亦た明らかなり。」(「韓非子」顯學)と民の賢智を一蹴した後、「是を以て賞は厚くして信にし、民をして之を利せ使むるに如くは莫く、罰は重くして必にし、民をして之を畏れ使むるに如くは莫く、法は一にして固にし、民をして之を知ら使むるに如くは莫し。」(同、五蠹)との信賞必罰主義を掲げ、一元的な法による社會の統制を主張する。そして秦は、こうした特色を、秦律や「語書」に色濃く反映させていた。

かくの如く秦の法思想には、法と社會との摩擦に對する深刻な反省が見られない。それは恐らく、商鞅變法以來の秦の歴史に深い關わりがあろう。即ち、徳治主義を否定しながら、結局不安定な君主の賢智以外にその究極的根據を持ち得ないという實定法の理論上の矛盾は、その君主の賢智が法の制定・運用に堪え、且つ繼續する限りに於て、唯一露呈しない。「秦は四世に勝有り。」(「荀子」議兵)と語られる如く、孝公以來の秦の君主達は、そうした意味に於ける賢君・聖王であつた。また、末端統治の場に於ける法秩序と民間習俗との摩擦も、侵略戰爭に勝利し、次々とその版圖を擴大して行くという全體的繁榮の前には、ほとんど省みられることはない。「吏爲るの道」に見られた如く、それは、末端の吏のあり方によつて解決されるべきものであつた。秦の法思想が孕む重大な矛盾を隠蔽し、法に對する深刻な内省を阻んだ者は、實は、孝公から始皇帝まで、秦の歩んだ榮光の歴史そのものであつたと言えよう。そして、かかる根本的缺陷を内在させた法思想は、秦帝國の崩壊とその命運を共にしなければならなかつたのである。

結 語

以上小論では、一九七五年に出土した雲夢秦簡を中心的資料とし、秦の法と法思想の實態について検討してきた。その結果、(1)秦の法は官僚體制を背景とする中央集權化をその基本的理念とするものであり、秦の強大化に大きく貢獻したと考えられること、(2)その法は商鞅・韓非子の思想を色濃く反映する形となつてゐること、(3)但しその法は、末端統治の現場に於ては必ずしも有効に機能しておらず、またその法思想には、實定法の根據を君主權力以外に求め得ず、末端統治の場に於ける法と社會との摩擦に對しても、それを解消し得る有効な理論を創出し得なかつた、等の根本的缺陷が存在すること、(4)しかも、他の先秦諸思想が法と社會との摩擦を廻つて苦惱していたのに對し、秦の法思想にはその苦惱が見られず、その解決は末端の吏のあり方に委ねられてゐること、等の諸點を明らかにすることができた。

この雲夢秦簡を初め、近年、銀雀山漢墓竹簡・馬王堆漢墓帛書等、貴重な出土資料が整理・公表されてきている。今後、これらの新資料をも交えた中國古代思想史の再検討が、是非とも必要になつてくるのではないかと思われる。

注(一) 秦律の成立事情については、秦王政や始皇帝への避諱、條文の具體的内容、字體の上などから検討が進められてきている。出土秦律は、戰國中期以降次第に増加してきた條文を含む秦王政の時代(戰國最末期を下限とする)のもので、秦律全體の抄録(南郡統治關係の規定を中心とする)、とするのが共通の理解である。

(2) その詳細については、拙稿「秦律の理念」(『中國研究集刊』天號、一

九八四年) 参照。

(3) 以下、『商君書』『韓非子』の自著範圍については、木村英一氏『法家思想の研究』(一九四四年、弘文堂書房) に従う。

(4) 高敏氏『商鞅』與雲夢出土《秦律》的區別和聯系」(『雲夢秦簡初探』一九七九年) 参照。

(5) 以下、雲夢秦簡の訓讀に際しては、睡虎地秦墓竹簡整理小組『睡虎地秦墓竹簡』(一九七八年、文物出版社) を底本とする。『睡虎地秦墓竹簡』の付す注や私見により字句を改めた箇所があるが、繁雜を避けるため逐一の注記を省くこととした。尙、竹簡の分類や名稱は『睡虎地秦墓竹簡』に従った。

(6) 森田邦博氏『雲夢秦簡と韓非子』(『中國哲學論集』9、一九八三年) は、「法律答問」を手掛りに、秦の法はそれ自體生きて變動する柔軟な法であったとし、韓非子の思想の秦への深い影響は否定せざるを得ないと述べる。しかしながら、個々の實例に即して律文や用語を解説する「法律答問」に、法解釋の幅があるのはむしろ當然であり、また假にそうした柔軟な法が存在したとしても、それが秦律全體の基調をなしていたかどうかには検討の餘地がある。更に、そうした法が存在することと、それがそのまま實際に運用されたかどうかとは、また別問題であり、「法律答問」の記載のみによって秦の法治全體に對する評價を下すには、尙疑問が持たれる。

(7) 淺野裕一氏「道家思想の起源と系譜(上)——黄老道の成立を中心として——」(島根大學教育學部紀要・第十四卷、一九八〇年)、「道家思想の起源と系譜(下)——黄老道の成立を中心として——」(島根大學教育學部紀要・第十五卷、一九八一年)、「道法を生ず——道法思想の展開——」(島根大學教育學部紀要・第十六卷、一九八二年) 等参照。

(8) 引用に際しては、便宜上各々番號を付した。また、配列順序は必ずしも原文通りではない。

秦の法と法思想

(9) 『孫子』の訓讀に際しては、宋本十一家注本を底本とした。但し、「故令之以文」の部分については、銀雀山漢墓竹簡『孫子兵法』に従って、「合之」に改めた。

(10) 『尉繚子』は從來、後人の偽書とするのが定説であったが、銀雀山漢墓竹簡の發見により、ほぼ先秦の古書であることが明らかとなった。ここでは一應「武經七書」本に従った。

(11) 以下、『慎子』の訓讀に際しては守山閣本に従った。

(12) 以下、『荀子』の訓讀は『荀子集解』本に依る。

(13) 以下、『經法』の引用は、馬王堆漢墓帛書整理小組編『經法』(一九七六年、文物出版社) に依る。